

営業店の臨時休業に関する公告

株式会社岩手銀行では、通常の平日のほか土日祝日（*）も相談業務をお取扱いしている下記の営業店につきまして、2019年のゴールデンウィーク期間中の営業を臨時休業いたしますので、定款第5条および銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

* 12月31日～1月3日、5月3日～5月5日を除く

記

1. 臨時休業する営業店

- (1) 江釣子支店（岩手県北上市北鬼柳19地割68番地）
- (2) 三関支店（岩手県一関市三関字神田158番地1）
- (3) 十三日町支店（青森県八戸市大字十三日町14）
- (4) 泉中央支店（宮城県仙台市泉区泉中央4丁目4番1号 WINビル1階）
- (5) 美田園支店（宮城県仙台市太白区长町3丁目7番14号 長町支店3階）

2. 臨時休業する期間

2019年4月29日（月）から2019年5月2日（木）

* 例年どおり2019年5月3日（金）、4日（土）、5日（日）は休業日となりますので、臨時休業後の営業再開は2019年5月6日（月）からとなります。

3. 休業する業務

営業店における全窓口業務

以上

2019年4月11日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
株式会社岩手銀行
取締役頭取 田口 幸雄